

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第36回) 議事録

1. 日時 令和4年6月16日(木) 14:00~15:37

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

- (1) 令和3年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (2) 令和4年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
- (3) 令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練報告及び令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練について

### 4. 出席者

(専門委員)

合田座長、畝山座長代理、足立専門委員、阿部専門委員、今村専門委員、  
太田専門委員、神村専門委員、亀井専門委員、川崎専門委員、北見専門委員、  
白岩専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、香西委員、川西委員、松永委員、吉田委員、脇委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、近藤評価第一課長、  
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、藤田リスクコミュニケーション官、  
井上評価情報分析官、高山評価調整官

### 5. 配布資料

- 資料1-1 令和3年度食品安全委員会運営状況報告書(案)
- 資料1-2 参考資料「運営状況報告書(案)のポイント」
- 資料1-3 「運営状況報告書」に関して御提出いただいた御意見及び御質問
- 資料1-4 参考資料「薬剤耐性菌に係るリスク評価・管理について」

- 資料 2 - 1 令和 4 年度の「自ら評価」案件の選定について（案）
- 資料 2 - 2 「自ら評価」に関して御提出いただいた御意見及び御質問
- 資料 3 - 1 令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 3 - 2 令和 4 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画
- 資料 3 - 3 「緊急時対応訓練」に関して御提出いただいた御意見及び御質問

## 6. 議事内容

### ○合田座長

定刻になりましたので、ただいまから第36回「企画等専門調査会」を開催いたします。  
本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。  
それでは、まず、事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

### ○込山総務課長

御報告申し上げます。

本日は、14名の専門委員の方、2名の専門参考人に御出席いただいております。

御都合により、2名の専門委員及び1名の専門参考人の方が御欠席となっております。

また、本日の会議の開催におきましても、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、食品安全委員会決定「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」の2に基づきまして、合田座長を除く15名の方がウェブ会議システムを御利用されて出席していらっしゃいます。

なお、神村専門委員におかれましては、御都合により、16時めどで御退席との予定と伺っております。

また、米田専門委員におかれましては、御都合により、14時半から御出席予定と伺っております。

なお、食品安全委員会の7名の委員の方も御出席されております。

以上でございます。

失礼しました。また、企画等専門調査会は、原則公開となっておりますが、コロナ感染拡大防止のため、本日は傍聴者の方を入れずに開催しております。

なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っているところでございます。

大変失礼いたしました。

### ○合田座長

ありがとうございます。

続いて、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○込山総務課長

資料につきましては、委員の皆様方に事前にお送りさせていただいております。

今回の資料は、資料1-1から資料3-3までございます。

資料1-1が「令和3年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」でございます。

資料1-2が、ただいま申し上げた資料1-1の参考資料として「運営状況報告書（案）のポイント」。

資料1-3が『「運営状況報告書」に関して御提出いただいた御意見及び御質問」。

資料1-4が「薬剤耐性菌に係るリスク評価・管理について」の参考資料。

資料2-1でございますが「令和4年度の『自ら評価』案件の選定について（案）」でございます。

資料2-2が『「自ら評価」に関して御提出いただいた御意見及び御質問」。

資料3-1でございますが「令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」でございます。

資料3-2が「令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」。

資料3-3が『「緊急時対応訓練」に関して御提出いただいた御意見及び御質問」でございます。

恐縮ですが、お手元に御準備のほどよろしくお願い申し上げます。

○合田座長

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長

今回の議事につきましては、個別の申請品目に係る調査審議ではございませんので、利益相反など委員会決定に規定する事項に該当する専門委員の方はいらっしゃいません。

○合田座長

了解いたしました。

それでは、本会合の開催に当たりまして、専門委員の皆様におかれては、意見または質問を事前に御提出いただいております。

事務局より、本会合の議事の進め方について説明をお願いいたします。

○込山総務課長

御説明申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、本会合はウェブ会議方式により開催することを踏まえまして、審議の円滑化の観点から、事前に御意見、御質問等を提出いただきました。この提

出された御意見等を基に議論を行っていただくこととしております。

進行につきましては、議事の進捗に合わせて、意見等の提出者の方を座長が指名いたしますので、提出された御意見等を紹介していただければと思います。

また、紹介された御意見等に対してさらにコメント等がある方は、挙手カードを掲げていただき、指名された後に御発言くださるようお願いいたします。

#### ○合田座長

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事1の「令和3年度食品安全委員会運営状況報告書について」でございます。

事務局より、報告書について簡単に説明いただいた後に、専門委員の皆様から御提出いただいた意見に基づいて議論していきたいと思います。

その際には、お手数ですが、御意見等を提出いただいた委員の方に御質問等について説明いただき、その後、まとめて事務局から回答していただきたいと思います。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○込山総務課長

恐れ入ります。総務課長の込山でございます。

議事1の令和3年度運営状況報告書案について御説明申し上げます。

資料は、資料1-1及び資料1-2でございます。

お諮りする対象文書は、資料1-1の報告書案でございますが、その内容につきまして簡潔にポイントを絞って御説明申し上げたいと思いますので、資料1-2、参考資料、ポイントと書いてございますが、こちらの資料を用いて簡潔に御説明申し上げたいと思います。

ただ、資料1-1の目次だけお開きいただきまして、この報告書案の記載事項について確認させていただきたいと思います。

目次でございますが、第1から第9まで掲げておりますが、第1が委員会の運営における重点事項等でございます。

第2以下、かなり詳細にわたった部分もございまして、委員会の運営実績などをはじめとする委員会の取組について記載してございます。

第3でございますが、そういった委員会活動の中での食品健康影響評価の案件等について記載してございます。

第4ですが、こうした食品安全委員会での評価結果に基づいて、施策がどのように実行されているかといった実施状況の監視について記載してございます。

第5は、食品安全委員会において実施いたします調査、委託研究事業の内容でございます。

第6は、リスクコミュニケーションの促進です。

第7ですが、緊急事態への対処。

第8ですが、食品安全に関する情報の収集、整理、活用といったこと。

第9として、国際協調の推進。

こういった内容について、資料1-1の報告書の中にはかなり網羅的に記載させていただいているところがございます。

その内容につきまして、先ほど申し上げたとおり、資料1-2を使いまして、ポイントについて、報告書の「重点事項」に記載されている内容を中心に御説明申し上げたいと思います。

恐縮ですが、資料1-2をお開きいただけますでしょうか。

お開きいただきまして、1ページ目でございます。

こちらは先ほど申し上げた報告書本体の1ページ、事業の運営方針に掲げてある事項の参考資料でございます。

食品安全委員会におきましては、昨年度は、令和3年度の運営計画に基づいてもろもろの活動を実施してきたところでありますが、加えて、令和3年9月に、1ページに資料がございます「食品安全委員会の基本姿勢」を公表させていただきました。

令和3年7月に食品安全委員会の委員の先生方の改選がございました。その委員改選の機会に、この委員会としての基本姿勢について改めて確認し、これを公表し、明示したものでございます。改めて委員会として再確認させていただきました。

具体的な内容は、こちらに書いてあるとおりですので、細かい説明は割愛させていただきますが、左側の下にあるように「リスク評価」から始まって、もろもろの内容について、基本的な事項を定めております。

今申し上げた左下の「リスク評価」の部分でございますが、評価の基本が、いわゆるハザードの特定、ハザードの特性評価、ばく露評価、そしてそれらを踏まえたリスクの判定といった4つのステップであることは、国際的に確認されていることですが、こうしたことも改めて確認させていただき、その上で、どのように活動を進めていくのかといったことを右に掲げているものでございます。

2ページでございますが、これは皆様御案内のとおりです。

今申し上げましたリスクアナリシスの基本的な考え方に即して、食品安全委員会が実施しているリスク評価等についての構造図でございます。こちらもよく使わせていただいている図でございますので、こちらも割愛いたします。

3ページにお移りいただきまして、重点事項「(1) 食品健康影響評価の着実な実施」といたしまして、活動の実績をお示ししてございます。

左側を御覧いただきたいと思います。

委員会活動につきましては、コロナという状況もございましたので、ウェブ会議システムを使って、また、傍聴者の方には大変恐縮なのですが、YouTube配信でそれに代替させて

いただくといった形で調査審議を進めました。

令和3年度の開催回数でございますが、委員会本体につきましては43回開催し、専門調査会におきましては104回開催いたしました。

評価件数等でございますが、令和3年度にリスク管理機関から依頼を受けた評価依頼数が83件ございました。

それに対しまして、評価を終了したものが133件という形になっております。

ちなみに、記載はございませんが、企業からの申請があった企業申請品目でございますが、こちらの標準処理期間を1年と定めてございますが、企業申請品目につきましては、全てこの標準処理期間内に対応しております。

また、なお書き以下でございますが、後ほど議題2で詳しく御審議いただきますが「自ら評価」についても記載させていただいております。

御案内のとおり、先生方に御議論いただいた点でございますが、令和3年度に選定された案件はございませんでしたが、過去に選定された案件についての評価が2件終了いたしました。一番下を書いてございます鉛の健康影響評価とアレルギー物質を含む食品に関する評価が終了したところでございます。

右側にお移りいただいて、その他の事項ですが「評価ガイドラインの見直し」。具体的には、評価指針につきまして2件改正を行いました。

そして、今後、本格化します農薬再評価に向けた準備を進めてきたということでございます。

最後ですが、薬剤耐性菌について、養殖魚における薬剤耐性菌の評価にも着手していることをお示ししております。

具体的な内容については、続く資料でさらに御説明申し上げます。

4ページにお移りいただきます。

先ほど審議、評価の件数について御紹介申し上げましたが、その件数につきまして、案件の区分ごとにまとめた表でございます。

表の一番下の行に合計という形で書いてございますが、左から3列目に「うち令和3年度分」とございます。

83件の要請件数を受けて、右から3列目になります。うち令和3年度分で評価が終わったものが133件という形になっています。

ですので、真ん中辺りにございますが、これまでの「自ら評価」も含めた要請件数が3,348件ございまして、そのうち評価を終了しているものが3,098件といった形になってございます。

5ページ、6ページは、それぞれの専門調査会、ワーキンググループにおける議事についてまとめたものでございます。

7ページでございますが、先ほど申し上げた「自ら評価」についての評価結果について、簡単に御紹介したいと思います。

令和3年度におきまして、評価が終了した「自ら評価」案件は2件ございました。

1件が鉛の健康影響評価でございます。

平成19年度に食品安全委員会において「自ら評価」を実施することが決定されまして、令和3年度にこの評価が終了したということになります。

今申し上げた経緯については、左側の下に経緯として書いてございます。

2003年、2008年、清涼飲料水や器具・容器包装の規格改正といった中で、厚労省から鉛の影響評価について評価要請がございましたが、食品安全委員会において検討した結果として、こういった特定の清涼飲料水等だけではなくて、食品全般における鉛の健康影響評価を行うことが必要だということで「自ら評価」案件として、食品全般を対象として評価を実施したものでございます。

その評価結果でございますが、右側に移っていただきます。

「ばく露状況」とグラフを添えておりますが、御案内のとおり、鉛に関するばく露状況につきましては、いろいろな対策の成果もあり、こういった形で非常に大きく減少している状況です。

そうした中での「リスク評価の結果」でございますが、まず、リスク評価の結果の最初の◎でございますが、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度の検討につきましては、血中鉛濃度1～2  $\mu\text{g}/\text{dL}$ でも、小児の神経行動的発達や成人の腎機能等に何らかの影響がある可能性が示唆されたと。これは最近の知見等を収集、検討した結果として、こうした何らかの可能性が示唆されたということを記載してございます。

ただ、そういったデータや知見が不確実でございますので、具体的な影響を及ぼす血中鉛濃度を導き出すのは、現時点では困難であるという形でのまとめになってございます。

次の◎でございますが、今申し上げたように、1～2  $\mu\text{g}/\text{dL}$ が示唆されるというものではございますが、この数字を前提にすると、現在の日本における平均的な血中鉛濃度がそれに近いところがございますので、当然のことながら、今後も鉛ばく露低減のための取組は引き続き必要だということをお示ししています。

ただ、これは評価においてもかなりいろいろと御議論のある内容でございましたので、食品安全委員会といたしましても、例えばQ&Aなどを作成しHPで公表するなど、さらなる追加の情報も加えさせていただいております。

若干御紹介申し上げますと、9ページに飛んでいただきますが、そのQ&Aの一部を抜粋してございます。

左側ですが<「鉛」の評価書に係るQA>ということで、例えばQ19を貼り付けてございます。我が国の血中の鉛濃度は問題となるものなのですかという御質問に対して、回答の例えば1ポツ目4行目辺りですが、1～2  $\mu\text{g}/\text{dL}$ を少し超えたからといって、個人レベルで影響が見られるということではありませんといった注記。

さらに、3ポツ目でございますが、こういった影響は低濃度でのばく露によるものであり、疫学研究データを用いて、純粹に鉛ばく露のみの影響を評価するのは、これまた困難

であるといった注記もつけさせていただいております。

下のQ23にもございますように、率直な形で不明確な部分もあるのだということをお示しさせていただいているものでございます。

続きまして、お戻りいただいて、8ページでございますが、同様に「自ら評価」として実施したアレルゲンを含む食品の食品健康影響評価でございます。

平成27年度に選定された案件でございます。

アレルゲンにつきましては、皆さん御案内のとおり、食物アレルギー表示制度がございまして、アレルゲン特定原材料が一定量以上超えている場合には、表示が必要だということもございますが、逆に言えば、表示が求められない量の部分について、果たして国民が適当な情報としてきちんと捉えて、健康に影響を生じていないかどうかといった観点で評価をさせていただきました。

右側に、卵の評価結果をまとめてございますが、こちらに書いてございますように、今回の評価では、科学的知見が豊富な卵について評価いたしました。

結論からいたしますと、この表示制度の妥当性でございますが、食品安全委員会において確認した限りにおいては、卵の表示目安濃度を下回る鶏卵たんぱく質量でアレルギー症状が誘発された事例として、明らかなものはなかったということで、またお戻りいただいて、最初のパラの3行目になります。現在の表示制度は、卵についてはおおむね妥当であると判断したといった評価内容になってございます。

こちらも同様に、補足説明という形でQ&Aを作成させていただいております。先ほど御覧いただいた9ページでございますが、右側にアレルゲンを含む食品の評価に係るQ&Aがございます。例えばQ16でございますが、卵について、この表示制度はおおむね妥当であると判断しています。

ただ、回答の2ポツ目ですが、アレルギー症状の誘発には個人差があり、個人レベルで見ると、数 $\mu$ gという微量の鶏卵たんぱく質により、アレルギー症状が誘発されることもありますといった注記というか、補足説明もさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げたおおむねという言い方について、一体どういう意味なのかということも、例えばQ17などでも注釈をつけさせていただいているところでございます。

細かい説明になって恐縮でございました。

以上が「自ら評価」についての御紹介です。

10ページですが、評価指針、評価ガイドラインの見直しについてです。

令和3年度におきましては、添加物に関する評価指針と、薬剤耐性菌に関する評価指針の改正を行いました。

添加物につきましては、右側に書いてございますが、もろもろの改正もありましたが、その中でも、とりわけ例えば加工助剤の評価について、効果的な試験を効率的にお願いするという形で、推計摂取量区分ごとに求める試験項目をかなり省略できるようにしたとか、母乳代替食品に用いる添加物の評価の考え方といったものをお示したという内容でござ

います。

11ページでございますが、薬剤耐性菌について記載してございます。

こちら、この評価に当たって、国際基準との調和を図り、こういった手順でやっていくのかということを確認しました。

とりわけ右側に書いてございますように、こういった細菌を選択、検討の対象にするのかといったこと、また、その細菌がハザードとなるのかどうかといった検討のための手順を別紙として明記いたしました。

同様に、リスク評価の考え方におきましても、例えばスコアリングをきちんと客観的に用いるという形でのスコアリングの考え方などを別紙としてまとめたものでございます。そういった改正を行いました。

12ページ「農薬の再評価に向けた準備」でございます。

こちら先ほど申し上げたとおり、平成30年の法律改正により、農薬の再評価が制度化されました。

それがいよいよ本格化するわけですが、その準備といたしまして、こういったものが要か、こういった内容で評価していくのかということを確認してまとめたものです。

とりわけ、企業などから提出されるデータだけではなくて、再評価に当たっては、様々な研究の公表文献について取り扱うこととなりますが、その扱い方、こういったものについて対象文献として取り上げるか、その基準を確認するといったことをこちらの指針の中等で明記したものでございます。

13ページ以降が、今度はお話がちょっと変わりますが、重点事項の（2）といたしまして、リスクコミュニケーションについての御紹介になります。

#### ○都築情報・勧告広報課長

リスクコミュニケーションにつきましては、情報・勧告広報課長の都築から御紹介させていただきます。

13ページ「リスクコミュニケーションの戦略的な実施」を御覧ください。

枠囲みの中に3つの項目が書いてありますが、これが運営状況報告書に記載されているものでございます。

1つ目の○が、オンライン会議システムも活用し、報道関係者等と意見交換会などを行いましたということ、

2つ目の○が、関係行政機関との連携強化などを目指して、全国食品安全連絡会議を動画配信も活用して行ったということ、

3つ目の○が、SNSの活用、あるいはホームページのリニューアルといったことを書いております。

以下、14ページ以降で具体的に御説明させていただきます。

まず、14ページ「リスクコミュニケーションの戦略的な実施」でございます。

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」を踏まえて、戦略的にリスクコミュニケーションを実施させていただきました。

特に新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、インターネットを活用したということを書かせていただいております。

15ページに参りまして「様々な手段を通じた情報の発信」ということで、左側の上から「利便性向上のためのホームページ改善」の取組としまして、トップページにトピックスを設置、「食品ハザード情報ハブ」を作成、食品安全関係素材集を公開いたしました。

2つ目の○として、広報誌『食品安全』の発行。

次の○が「キッズボックス」に係る取組で、小学校高学年を対象としたパンフレットを作成いたしました。

一番左下が「メールマガジンの登録者数」でございます。

右側に参りまして、Facebookによる発信の成果についてまとめております。

Facebookにつきましては、中ほどの＜機動的対応＞として、インターネット上でレア唐揚げがおいしいという情報が出回っておりましたので、これは危険だろうということで「鶏肉は十分加熱して食べましょう！」を発信いたしましたところ、大変多くの方に御覧いただいたということがございます。

右下がTwitterの投稿についてまとめてございます。

表の一番右側を御覧いただきますと「節分の豆での窒息の注意喚起」を行ったところ、インプレッションが3万8773、実際にこの記事をご覧になった人数が4万人近いということで、タイミングよくこのようなものを発信いたしますと、他の媒体に比べて多くの方に見ただけ、拡散力が高いという特徴が現れています。

16ページは（参考）でございます。

「ウェブサイトのトップ画面」は、今までは文字しかなかったのですが、写真も入れて親しみやすい形にしております。

低温調理に関する報道の実績を右下の表に書かせていただきました。

香西先生にYouTubeで低温調理の時の安全においしく調理するコツを発信していただきまして、それをさらに新聞、テレビ等で取り上げていただくということで、大変多くの方に科学的な情報に触れていただくことができたと評価しております。

17ページに参ります。

「『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」。

「オンラインセミナー」は、農薬をテーマに、ファシリテーターは松永委員、質疑応答は浅野委員、それから関係省庁にも協力いただきまして、農薬の再評価の情報を発信いたしました。

「精講」は、科学的にやや詳しい意見交換を行うものなのですが、食中毒を起こす微生物について、山本委員長を講師として、質疑応答は香西委員、ファシリテーターは松永委員でお送りしました。

それから、地方公共団体との連携について、下に書いております。

学校関係者との意見交換、学生・生徒の受入れ、講師派遣等を行っております。

18ページに参りまして「『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」。

リスク管理機関と連携いたしまして、食品中の放射性物質の安全性について情報発信、意見交換などを行っております。

令和3年度から経済産業省も一緒になって行っております。

19ページに参ります。

マスメディア、関係団体との連携でございます。

左上の「農薬について考えよう」は、消費者団体との連携での意見交換会でございます。

これも厚生労働省、農林水産省に質疑応答に参加いただいております。

右側は、マスメディアとの意見交換会でございます。

マスメディアに丁寧に正確な情報を先んじて報道していただくために、このような意見交換会を行いました。

こういった取組が、先ほどの新聞、テレビに取り上げていただくことにつながったのではないかと考えております。

下段が、学会における委員の講演でございます。

様々な学会で委員が講演を行っているということでございます。

リスクコミについては、以上でございます。

#### ○込山総務課長

恐れ入ります。残りの事項につきまして、再び総務課長から御説明いたします。

20ページは、重点事項の「(3) 研究・調査事業の活用」について記載してございます。

食品安全委員会における研究、調査事業につきましては、令和元年に研究・調査の推進の方向性を定めまして、5年間の方向性を明示しているところでございます。

また、毎年度、優先実施課題を定めておりまして、令和4年度の課題につきましても優先実施課題を定めていただいたところでございます。

21ページに移っていただきまして、令和3年度の状況でございます。

まず、令和3年度におきましては、令和2年度の研究課題3課題につきまして、事後評価を実施いたしました。

その研究テーマにつきましては、左上の表に書いてあるとおりでございます。

また<令和3年度における研究課題の実施>でございますが、令和元年、令和2年に採択している課題14課題と、令和3年度に採択した課題3課題、計17課題につきまして研究を実施しております。

そのうち7課題につきましては、引き続き令和4年度も継続して実施することになってございます。

その課題名につきましては、左下の表に書いてあるとおりでございます。

また、令和4年度の新規の課題でございますが、右側の真ん中の表に書いてあるとおりでございます6課題となっております。

また、お話が変わりまして、22ページ、重点事項の(4)、海外への情報発信、国際会議等への参画などがございます。

冒頭に申し上げたように、コロナの影響がございますので、こうした国際会議への出席等については、令和3年度は全てオンライン、ウェブ等での対応となりました。

その実績については、右側の表に書いてあるとおりでございます。

ここに書いてある国際会議に加えまして、2022年3月には、WHOの毒性の専門家からウェブを使った形でのオンライン講習も受けております。

またお話が戻って恐縮ですが、左側ですが、海外への発信ということで、御案内の「Food Safety」という英文の電子ジャーナルも発行しているところでございます。

掲載された論文についての引用状況などは、左下の表に書いてあるとおりでございます。

23ページでございますが、少し重点事項から離れますが、本文の8ページ、9ページに記載されていることです。評価後のフォローアップでございます。

評価の結果に基づいて、リスク管理機関において施策がどう実施されているかという調査を行いました。令和元年10月から令和2年9月までに、リスク評価の結果を通知した品目につきまして、リスク管理措置にきちんと結びついているかどうかといった形での調査を行いました。

内容については、右側の表にあるとおりございまして、一番下の行を見ていただきますが、181品目について調査をかけたところ「リスク管理措置済み」という回答が「合計」にございます111件ございました。

一方で、まだもろもろの準備で、審議会の開催等に至っていないものが右側の列ですが、38件あるという状況です。

例えば食品安全委員会から急性参照用量の検討も進めるべきだという指摘に対して、その準備をしなければいけない、委員会への再諮問に向けた準備を行っているといった事情があると伺っております。

24ページ、食品安全モニターさんからの御報告等についてまとめてございます。

食品安全モニターさんは、令和2年度には447名の方に委嘱させていただいていますが、そのモニターさんのお気づきになった御提案等を受け付けています。令和3年度におきましては16件の御報告をいただき、失礼いたしました。令和2年4月から令和3年3月の件数として、16件の提案、報告をいただきました。

分野ごとの内訳は、右側の表に書いてあるとおりでございます。

25ページには、若干特徴的なものの具体的事例を掲げてございますので、御参考までに御覧いただければと思います。

お時間を頂戴し、大変恐縮でございました。

以上が、運営状況報告書案及びそのポイントの御説明でございます。

以上でございます。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、皆様方から事前にいただいた御意見等は、資料1-3にまとめております。

順番に御意見等の当事者を指名させていただきますので、御説明いただきますようお願いいたします。

では、最初に、今村専門委員、お願いしたいと思います。

○今村専門委員

今村です。

これは、今の意見を全部列記して言うということでしょうか。それとも、ページ・バイ・ページでやるのでしょうか。

○合田座長

では、まず、7ページ関連でという形でやりましょうか。

先生からいただいたものは、全てこのタイミングで順番にいきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○今村専門委員

分かりました。

まず、7ページの鉛についての意見ですが、今回、Q&Aで加えていただいたので、私が心配している点はかなり改善していただいたと思っております。

質問と意見の趣旨としては、今回、鉛の影響で、あたかも1~2  $\mu\text{g}/\text{dL}$ の血液濃度で症状が何か出るかのように書き込まれていると思ったので、心配しました。

10  $\mu\text{g}$ までは、ある程度社会的なコンセンサスが得られている影響だと思うのですが、今回、最初の表現のままだと、1~2  $\mu\text{g}/\text{dL}$ でも影響が出る可能性があると言い切っていますので、危険だと思ったので、質問しました。

論文も見せていただいたのですが、まず、影響があるという論文と、ないという論文があります。その上で、あるという論文の統計処理も間違っていたりして、信憑性がないなと思うところがあります。

そういったところがまずあるのと、もう一つ、鉛の話とカドミウムの話は常に連動していて、鉛の影響を見ているようで、実はカドミウムの影響を見ていることが結構あります。ですので、その影響を見ずに、差があると言っている論文もあるし、影響を排除したら差がなくなったという論文もあります。そういったところも心配点でありました。

海外の論文を見るとときに、例えば腎障害と一言で申しましても、日本と海外とでは腎障

害の基準が違います。日本人ならば、たんぱく質のプラスマイナスは正常範囲と考えていますが、海外だとプラスマイナスになるともう異常ということで、そこら辺でも随分差があって、今、一部、1～2マイクロで差があると言われていたことをあたかもそれがLOAEL、最低限の影響濃度かのように捉えられてしまうのは危険だなと思ったので、意見いたしました。

以上です。

○合田座長

ありがとうございます。

これは全部、今村先生に御説明いただいたほうがよろしいですね。

では、今村先生、8ページ関連のところもお願いできますでしょうか。

○今村専門委員

8ページのアレルギーについてですが、アレルギー症状が誘発された事例がなかったということはそのとおりだと思うのですが、最初に御提案いただいた案だと、アレルギー症状は10マイクロ以下だと起こらないと読めてしまうところがあったので、注意喚起をいたしました。

今度、Q&Aの中で、10マイクロ以下でも、食べればアレルギーが起こる人はいるでしょうということを書いていたので、そういう意味では、その問題は解決したのかなと思いました。

2つ目の質問点として出したのは、検査値は、アレルギーのELISAの検査データで10マイクロ以上か、以下かというバリデーションもされていて、保証されていると思うのですが、1  $\mu$ g以下かどうかは、検出限界かどうかで見ておられるようなのですが、この検出限界は精度保証がされていないと私は思っていました。

それは、私が厚生省におりましたときに、森永のキットとか日ハムのキットを作ったときに、参考値ですねと話して作った経緯があったので、では、それは最低限確定検査をしているかどうかが必要だなと思いましたが、ウエスタンブロットなどの検査をちゃんとされているのかということの確認を求めたわけです。

この点は以上です。

○合田座長

では、10ページ関連もお願いします。

○今村専門委員

10ページに行きますね。

10ページは加工助剤の話ですが、この表を見たときに、90  $\mu$ g/日とか2,000  $\mu$ g/日は、物

すごく少ない量と感じました。

加工助剤で最初に思い浮かべるのは石灰なのですが、濁りを取るために、水分の中に入れて、それを除去しても、これぐらいの濃度は軽く残るのではないかと思いましたが、普通、水酸化カルシウムですから、毎日結構な量を食べているものに、こういう規定をかけるのかということをご心配したわけです。

ただ、これは、これから新規で申請するものに対しての基準と説明を受けましたので、これまでの部分についての話ではないということであれば、物すごく強い規制強化ではないと理解いたしました。

○合田座長

ありがとうございます。

11ページ関連もお願いできますか。

○今村専門委員

11ページは、薬剤耐性のリスク評価の話で、国際基準に照らしてと言っておられた。

私はコーデックスのAMRのリスク分析の文書を作ったときに、まさにその議論に参加していましたので、非常に心配したのは、リスクアセスメントに入る前に、プレミナリーにリスクマネジメント、アクティビティーをしないといけないということが非常に大きなポイントとしてあったのです。

これはリスクアセスメントですが、リスク管理ですかというところで当時も議論があって、外出しされていた部分ですので、この部分を安全委員会としてどこまでされていて、この場合は、管理組織は農水になるのでしょうかから、農水のほうでどのように優先順位やリスク評価、どれからやっていくかということの段取りを取っているのかを心配したので、質問させていただきました。

今回の資料の中で、参考資料として、資料1-4でちゃんとコーデックスの基準にのってプレミナリーなマネジメント、アクティビティーをやっていると説明を受けましたので、これはその基準にのってやっていると理解いたしました。

以上です。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、順を追って事務局から御説明していただきたいと思います。

まず、鉛の健康影響評価関連をお願いできますでしょうか。

○近藤評価第一課長

評価一課長の近藤でございます。

私からは、今村専門委員から、御指摘の趣旨を御説明いただくとともに、それに対応する形で丁寧な説明を付け加えさせていただいたことで、当初の資料案と比べて少し分かりやすくなったといったお話がございましたが、少し補足する形で説明をさせていただきたいと思っております。

1点目の先生の御指摘の1～2  $\mu\text{g/dL}$ の論文の根拠でございますが、先生の御質問の趣旨としては、ここの記載の根拠となるような論文の信頼性に関してはどのようなかということも含めての御質問でございましたので、例えば、先ほどの総務課長からの説明、また、先生からの御説明にもありましたとおり、例えば7ページのリスク評価の結果の中の記載、あるいは9ページにお示ししましたQ&Aで、その点を少し詳しく御説明させていただいております。

例えば論文といたしましては、日本人の小児を対象としました前向きコホート研究である東北コホートでは、男児においてIQスコアの低下等が認められたとの結果がございましたが、一方、この研究は300名弱の小規模であり、影響の見られた男児でいいますと150名弱ぐらいということですか、同程度のばく露レベルで影響がないという研究もあるといった状況もございました。

また、成人の腎機能の影響を示している知見としましては、例えば米国の国民健康・栄養調査の結果で、eGFRの低下との関連が報告されているとか、CKDの有病率の増加との関連が報告されているとの研究はございましたが、これらは横断研究でございまして、コホート研究では関連がないとされている状況です。

また、先ほどの先生の御説明にございましたとおり、鉛と同時にばく露されることの多いカドミウムの影響に関して、排除することが難しいとも考察されております。

そういった理由から、最終的には、リスク評価の結果としては、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは、現時点では知見の不確実性から困難であるといった結論でしたが、この資料を御覧になった皆様にもその点がよく分かるように資料をお示しさせていただいております。

また、9ページにお示ししましたQ&Aは、ホームページに掲載しているQ&Aの一部でございますが、こういったQ&Aもお示しすることで、誤解なく評価書の内容を受け止めていただけるようにということで対応しているところでございます。

また、今回、このように、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度は、現時点では導き出せないという結論でございましたが、さらに科学的な知見を収集するために、令和4年度から国内の鉛ばく露の実態と健康影響に関する疫学研究などを本委員会でも採択しております。先ほどの説明資料の21ページにも記載がございますが、こういった研究の支援を行っていくことで、さらに科学的な知見を収集していきたいと考えているところでございます。

鉛に関して、以上でございます。

○合田座長

ありがとうございます。  
今村先生、よろしいですか。

○今村専門委員

はい。

鉛について、不確実な部分がまるで確定しているかのように読める部分があったので、今回、Q&Aで明確にさせていただいたということで、心配している部分がなくなりましたので、これで結構です。

○合田座長

ありがとうございます。

鉛は、バックグラウンドで、どうしても食事で必ず入りますから、こういうものはなかなか難しいですね。

正確な分析値と実際のコホートのデータとの組合せで評価するのだらうと思いますが、今出ている穂山先生の図を見ましても、一応、ずっと減少傾向で、ある一定の方向性で、鉛の摂取量が減っている方向性であることは確実なのかなとは思いますが。

ちょうど私が入省した頃は、まだ鉛管の問題がございまして、そこで使っているところと使っていないところといった問題が非常にあったのですが、今の状況を見ると、ぎりぎりひどく心配しなくてもいいような状況なのではないかなと、私自身は思いました。

では、その次のところで、アレルゲンを含む食品関係のところも御説明いただけますでしょうか。

○近藤評価第一課長

評価一課長の近藤でございます。

アレルゲンを含む食品に関しましても、今、今村専門委員から御説明がございましたとおり、多くの方でアレルギー症状が起こらないという受け止めをされる心配があるのではないかと、御懸念からの御質問、御指摘と受けとめております。

資料の8ページの「(3)『卵』の評価結果」の中の表示制度の妥当性の部分とかは、卵の評価もデータが足りない中で評価するので、非常に難しい評価でもあり、また、いろいろな限定がかかっている中での評価結果を簡潔にまとめていく中で、言葉足らずになってしまったところもございました。

その辺りは、先ほど御説明にございました9ページのQ&Aの例えばQ17に示しています。おおむね妥当というのはどういう意味か、というQ&Aで、表示制度があることによって、大半の卵アレルギーの患者さんにおいて、義務表示対象の加工食品では、卵によるアレルギー症状が誘発されないという点で、おおむね妥当と判断したということをお示ししています。また、今回、食品安全委員会がこの評価をする中で確認した範囲において、通常臨床

の中ではそのような報告は確認できなかったとか、そういった限定がある下での評価結果だということを丁寧に説明させていただくことで、誤解を生じないように御対応させていただいたということでございます。

また、2点目の御質問に関しましてでございますが、今回、評価で採用した文献の元の記載などを確認しますと、先生の御指摘がございましたELISAキットでの濃度測定を行い、また、必要に応じてウエスタンブロット法での確認検査が実施されているといったことを確認しております。

また、文献の中に定量値、定量下限などが具体的に記載されておりまして、それらの情報をまとめたところ、文献による定量下限以下のものを含めまして、75%以上の製品で1マイクロ未満だったといった内容であったといった状況でございます。

アレルギーに関して、以上でございます。

○合田座長

ありがとうございます。

今村先生、よろしいですか。

○今村専門委員

はい。

アレルギーは、数マイクロ以下ならば起こらないということを決めたときに、アレルギー学会からは物すごく反発を受けて、起こらないはずはないのではないかという中で、でも、表示基準をある程度決めなければ駄目なのだというので、ああいう難しい基準が決まってしまったという状況があります。

それに対して、ほとんど起きませんよというところまでは、安心していいですよと言っていいと思うのですが、起きませんよと言ってしまふ危険性は回避するべきだと思いますので、そのように対応していただいているので、これでよろしいかと思えます。

以上です。

○合田座長

ありがとうございます。

その次の加工助剤は、どなたかな。

近藤課長、お願いします。

○近藤評価第一課長

評価一課長の近藤でございます。

添加物に関する食品健康影響評価指針の改正についての御説明でございます。

まず、評価指針でございますが、前提としまして、食品安全委員会で食品健康影響評価

を実施する場合に、この評価指針の考え方に基づいて実施するということをございます。

添加物で申しますと、例えば現状では、新規の添加物の指定とか使用用途の拡大などで厚生労働省から評価依頼があった場合などに、このような評価を実施するものをございます。現在、厚生労働省により指定されて、使用が認められている全ての添加物をこのようなデータを求めて評価していくということではないという前提をございます。

それから、今回、食品健康影響評価指針を改定し、改定の内容の一つが、加工助剤の評価の考え方の部分を改正したというものをございます。この加工助剤の評価の考え方は、改正前の指針にもございました。そこでは、対象が殺菌剤などに限定されていたのですが、それを加工助剤全般に広げるとともに、TTC、いわゆる毒性学的懸念の閾値の考え方を取り入れまして、一定の閾値以下のものについては科学的に妥当な範囲で毒性試験を省略して、評価の効率化も図ろうといった内容のものをございます。

食品安全委員会としましては、今後も科学的知見のアップデートに対応して、このような指針の見直しなどを図っていきたいと考えているものをございます。

説明は以上をございます。

○合田座長

ありがとうございます。

今村先生、この部分はどうか。よろしいですか。

○今村専門委員

これは新規に対して、今後の規制緩和という意味でやられているのが分かりましたので、今までの分にこれを全部課したら膨大な負荷がかかるし、実際に禁止に近くなってしまうのではないかなと心配したので、意見として出しました。これで結構です。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、薬剤耐性菌の部分をお願いできますか。

○石岡評価第二課長

評価第二課長の石岡と申します。

ただいま今村先生より、薬剤耐性菌の評価を行う前の前さばき、評価を行う前に、どういったことが行われているのかといった御意見をいただきました。

薬剤耐性菌の評価ですが、飼料添加物とか動物用医薬品として抗菌性物質を家畜に使用した結果、その薬剤に耐性を持つ菌が選択されて、それが食品を介して人に伝播して、人が当該細菌に起因する感染症を発症した場合に、人用の抗菌性物質による治療効果にどのような影響を及ぼすのかといったことを評価しているものをございます。

今回、評価を行う前の前さばきについて御意見をいただきましたが、資料1－4の参考資料を御覧いただきたいのですが、ここに「食品を介した薬剤耐性菌に関するリスクアナリシスの枠組み」とございます。

これは、コーデックス委員会が作成しました薬剤耐性菌に関するリスクアナリシスのためのガイドラインの中に、リスク管理の初期作業、この図でいきますと、左側の一番上なのですが「リスク管理の初期作業」がございまして、まさにこの前さばきがこれに該当するものでございます。

この、リスク評価を行う前のリスク管理の初期作業につきまして、例えば耐性菌に関する問題点を特定するという観点から、リスク管理機関である農林水産省において、薬剤耐性菌のモニタリングを行うJVARMが1999年から立ち上がっておりまして、薬剤耐性菌の発生状況や、抗菌性物質の使用量などを継続的にモニタリングしています。

また、農林水産省だけではなくて、関係府省が連携して、薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会といったものを開催しまして、薬剤耐性率の変動等の情報交換も行っているというものでございます。

こうした各種情報を勘案した上で、リスク評価・リスク管理のための優先度の順位づけ作業としまして、農林水産省において、先ほどお話ししました各種情報を勘案した上で、リスク管理を講ずべき抗菌性物質を特定して、優先順位づけを行って、その優先順位づけの順番に沿って、順次、評価に必要な情報を収集しているところでございます。

また、農林水産省では、リスク管理の初期目標、要するに、ゴールを設定するために、動物用抗菌性物質と抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針といったものを策定しております。

この指針はどういったものかといいますと、食品安全委員会で行う評価結果に対応するリスク管理措置の考え方を取りまとめたものでございまして、例えば飼料添加物として使用される抗菌性物質について、食品安全委員会で行うリスク評価結果が中等度という結果になった場合には、農林水産省でリスク管理措置として、指定を取り消すといった考え方が明記され、公表されているところでございます。

さらに、評価に先立ちましては、リスク管理者が、リスク評価者などの関係者と協議した上で、リスク評価方針を作成し、評価を依頼することになっておりますが、具体的には、農林水産省は、評価を行う前に、我々食品安全委員会と協議の上、評価対象の範囲、畜種等具体的な抗菌性物質を決めて、要請を受けるに至った経緯などを明確化して、食品安全委員会会合においてその旨も説明しているということでございます。

こうしたリスク管理の初期作業を行った上で、今度は食品安全委員会として評価に着手することになります。

こういった初期作業を実際に行った後の実際の評価なのですが、食品安全委員会では、リスクを高度、中等度、低度、無視できる程度の4段階で推定しております。

資料1－4の2枚目に「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置」ということで例を書いて

ございますが、先ほども御説明しましたが、農林水産省でリスク管理の初期作業の一環として、リスク管理措置の策定指針を作って、この指針に基づいて食品安全委員会におけるリスクの推定区分の評価結果を踏まえて、管理措置を決定しています。

これまでも既に多くの評価を行っておりまして、ここに記載のとおり、例えば飼料添加物では、食品安全委員会が中等度と評価した硫酸コリスチンがございますが、こういったものなどにつきまして、農林水産省では、食品安全委員会によるリスクの推定区分に対応して、指定の取消しといった管理措置を講じております。

同様に、例えば食品安全委員会が無視できる程度と評価した飼料添加物については、モニタリングの継続など、こういった管理措置を講じています。

このように、薬剤耐性菌の評価では、リスク管理機関とリスク評価機関が有機的に連携しながら、管理措置や評価を行うことで、人の健康への悪影響を未然に防止する取組を進めているものとなります。

少し長くなりましたが、説明は以上です。

○合田座長

どうもありがとうございました。

今村先生、よろしいですか。

○今村専門委員

はい。

薬剤耐性菌のリスク評価の際には、優先順位が最も重要だねという前さばきの部分がかねてから議論になっていたので、これを安全委員会でやるのか、農水省でやるのか、そしてその段取りを誰が立てるのかというのが見えなかったもので、今の御説明でちゃんと段取りを取ってやっておられることが分かりましたので、これで結構です。

ありがとうございました。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、次に、足立先生の御質問に行きたいと思いますが、足立先生、よろしいですか。御説明いただけますでしょうか。

○足立専門委員

足立です。よろしくをお願いします。

1 ページ目関連からになります。

「食品安全委員会の基本姿勢」の「国際協調」の1文目に「グローバル化する社会において『日本独自』は通用しない」とあるのですが、こちらは言葉を補うなどしていただ

ないでしょうかという内容になります。最初に強い否定的な文脈が来ますので、こちらの部分の理解が難しいと思われました。

例えば今回の資料2-1の2ページには、食品安全委員会で行うリスク評価のステップの中で「1) ハザードの特定」。

「2) ハザードの特性評価」。

「3) ばく露評価」。

「4) リスクの判定」の4つの段階を含むべきであるとされています。

そのため、食品の摂取等の状況は、国によって異なるため、自国の現状を考慮し、現実的なばく露状況に基づき、リスク評価を行うとされています。

このようなリスク評価におけるステップと『日本独自』は通用しない」とが相反するような認識と受け止められるようなことがあります。具体的な修正文章が思いつかず、申し訳ないのですが、何か補足等を入れていただけることを願っております。

よろしく願いいたします。

○合田座長

ありがとうございます。

13ページから19ページ関連も続けてお願いできますか。

○足立専門委員

こちらはリスクコミュニケーションについての意見といたしますか、コメントになります。

様々な手段で発信されて、また双方向でも取組をされていて、関係者の皆様に心から感謝いたします。

この中で、意見交換会、セミナー等はオンラインが中心になりまして、以前と比較して、参加者数とか参加状況に変化はありましたでしょうか。

ほかにもそういったコロナ禍でどうしてもオンラインにならざるを得ないことはありますが、そういったことによって、ある意味成果につながったものが具体的に分かれば、記載されるといいかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○合田座長

ありがとうございます。

最初に足立先生が御指摘いただいた最初の出だしですね。「グローバル化する社会において『日本独自』は通用しない」と。

これは多分、その後のところで「日本独自」の部分について、リスク評価やリスクコミュニケーションにおいてというところを受けて言われているのだらうと思うのです。

リスク管理の場合には、基本的には各国の法体系がそれぞれ違って、法律の立て方が違

いますから、当然、国ごとにやらないとしようがないのです。ですから、多分、その辺のところだろうと思います。

実は私自身もこれを最初に読ませていただいて、その辺のことが気になって、食品安全委員会にはお話ししています。

これは山本委員長から少し御説明いただいたほうがいいのではないかと思いますので、委員長、よろしくお願いします。

#### ○山本委員長

足立委員、御意見ありがとうございました。

委員長の山本です。

これは昨年9月にまとめて、改めて我々のやり方といいますか、それに対する基本姿勢を出したものです。

確かに「国際協調」で初めにぼんと出てくると、唐突のように思うのですが、ここの意味は、日本はコーデックスでいう4つのステップを踏んだリスク評価をちゃんとやるのだということを改めて宣言したいという意味で、独自のやり方では駄目ですよということを言いたかった。

専門調査会それぞれがここ数年にわたって評価指針を作成していただいています。そういうものに基づいて評価をする中で、コーデックスのやり方を踏襲していくというものが入ってきていますので、全体的には統一感が出てきたのかなと考えております。

よく読んでいただければ「リスク評価」の中に、最初の項目で、最後の文章ですが「摂取する食品の種類や量等は国による違いがあることから、リスク評価は我が国の現状を考慮した現実的なハザードの摂取（ばく露）の状況に基づき行う」と書いてあります。

ということで、国際協調として、日本がコーデックスと違うやり方をするものではないということを改めて宣言したかった。そういう意図でこれを記載させていただいていますので、御理解いただけますでしょうか。

#### ○合田座長

足立先生、どうですか。

#### ○足立専門委員

御説明ありがとうございました。

書かれた意味を理解いたしました。

「リスク評価」にもそういった内容があるということで、併せて読むということで理解いたします。

最初に、直接的に、かなり印象的に書かれているので、リスクコミュニケーションの場で、こういったことでかなり不安を持たれる方もいるような場面があったので、そういっ

た心配で意見させていただきました。

ありがとうございます。

○合田座長

山本先生の熱い思いがここに入っているのだなという具合に見ましたが。ありがとうございます。

○足立専門委員

ありがとうございます。

○合田座長

では、その次の足立先生の御質問で、13ページから19ページ関連はどなたが。

○都築情報・勧告広報課長

情報・勧告広報課長の都築でございます。

リスクコミュニケーションは、オンラインが中心で、参加状況はどうなったかという御指摘をいただきました。

これにつきましては、14ページの一番下に「主な効果」を追記させていただきました。

1回当たりの参加者数は増えております。

アンケート等を拝見いたしますと、全国から容易に参加できるようになった、あるいはアーカイブ配信を見ることができるようになったという御意見がございましたので、このような記載にしております。

以上です。

○合田座長

ありがとうございます。

足立先生、どうですか。

○足立専門委員

追加をありがとうございます。

講師の方も、全国から対応されたこともあったかなと思います。

参加者も、私が参加したものもかなり増えていたものもありました。

関係者の皆様、ありがとうございました。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、今までは事前に御質問をいただいたところにつきまして、事務局に回答していただいたという形を取っておりますが、本日、これまでの議論も踏まえまして、何か御質問等はございますか。

ある方は、カードを出していただくのですか。それを出していただければと思いますが、今、私は全員の顔が見えているわけではないので、分かりませんが。

そうでなければ、お声を出していただければと思います。

では、亀井先生、お願いします。

亀井先生、まだミュートです。今は大丈夫です。

#### ○亀井専門委員

日本薬剤師会の亀井でございます。

先ほどの足立委員の質問に関連することでございますが、私もリスクコミュニケーションの資料を拝見いたしまして、SNS等の様々な手段での効果という数字で示されているのですが、講演会等のそういった活動は、人数等の記載がなかったものですから、どのような効果かと評価しにくいところがあるのではないかと考えておりました。

これは、何か数値のようなことでお示しいただくことはできるのでしょうか。

#### ○合田座長

事務局、どうですか。

#### ○都築情報・勧告広報課長

情報課の都築でございます。

ありがとうございます。

申込みと実際に参加いただいている人数が、講演の最中に前後するところはあるのですが、何らかの形で参加人数を書けるように工夫したいと思います。

ありがとうございます。

#### ○合田座長

何とか時点でとか、何か付け加えておけば、一応、正確な数字を出せるのではないかとと思いますが、では、そのように対応していただくということでよろしいですか。

亀井先生、よろしいですね。

ほかに御質問等はございますか。

それでは、今、1点だけ亀井先生にいただいたところを対応させていただくということで、本日いただきました当該案につきましては、本専門調査会として、1点だけ修正しますが、それ以外は了承ということで、食品安全委員会に報告することとしたいと思いますが、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○合田座長

異議はございませんね。

皆さんうなずいていただいているようですので、そういう形で進めさせていただきます。

ありがとうございます。

その次の議題に入ります。

「令和4年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について」です。

まずは、事務局から資料について説明をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長

情報・勧告広報課長の都築でございます。

資料2-1に基づきまして御説明させていただきます。お手元に御用意ください。

これはおおむね昨年と同様の資料になっております。

1 ページ目は「自ら評価」のスキームを説明するため、まず、リスクアナリシスの枠組みについて御説明しております。

2 ページ目は、リスク評価の4つのステップを書かせていただきました。

3 ページは、リスク評価、自ら案件を選定して行う評価があるのだという図を入れさせていただいております。

下段から「企画等専門調査会における案件候補の選定について」ということで、4つの段階でそれぞれデータが必要であると書かせていただいております。

4 ページに参りまして、点線で囲ってあるところが、選定の考え方（食品安全委員会決定）でございます。

この中で、アンダーラインが引いてあるところを御覧いただきますと「国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高い」、それから「国民の評価ニーズ」、「科学的知見の充足状況」等が書かれております。

その枠の外を御覧いただきますと「なお、以下に例示するものについては、食品安全委員会の食品のリスク評価の趣旨を踏まえると、『自ら評価』の対象ではないと考える」と、現在評価中、あるいはリスク管理の問題、その他、食品ではないということでございます。これらを踏まえて、5ページの横表になりますが、令和3年度に提案のあった案件がどういう理由で採択、あるいは不採択となったかを一覧で示したものでございます。

先ほどのアンダーライン①が、上の左側でございます「国民の健康への影響に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高い」。

御提案いただいたアセトアミドでございますが、これについては、国内での分析データがほとんどないということで「『科学的知見の充足状況』が十分でない」にチェックが入っております。

欄外を御覧いただきますと、ばく露評価、毒性評価に必要な情報が不十分、引き続き情報収集に努めるとされたということでございます。

これを示すことによって、どういうものを提案されると、どういう評価がなされるのかというのが応募者に分かりやすいのではないかとということで、企画等専門調査会の議論の中でこういう表を書くことになったものでございます。

なお、詳しい議論は、この表の欄外、一番下にございます議事録、青いところをクリックすると、ウェブ上では、その議論のところに行くことができるという利便性を考慮しております。

6 ページに参ります。

「食品安全委員会は試験機関を有さず」と書いてありまして、研究や調査等により科学的知見を集積する対象を選定すること自体を目的とするものではございません。

また、ファクトシート、Q&A、食品安全関係情報を作成・公表しています。

リスク評価できないハザードについてもこのような取組をやっておりまして、国民の関心が高いものについては、随時更新、情報発信しておりますと書かせていただいています。

一番下は「過去の『自ら評価』に関する審議の状況については、別添の参考資料を参照」と注釈を入れておりますとおり、参考資料「これまでに選定された『自ら評価』案件の実施状況について」を御確認ください。説明は割愛させていただきます。

7 ページに参りまして「本年度の進め方」。

「募集」は、昨年度と変えておりません。お認めいただければ、本年7月から1か月程度受付をしたいと思います。

一般公募、専門委員、地方公共団体、食品安全モニター等から御提案いただくということを考えております。

「選定」につきましては、企画等専門調査会において選定するということを考えております。

「スケジュール」につきましては、後ほど御説明させていただきます。

8 ページは、先ほどの選定の考え方で、もう一度出てきているものでございます。

9 ページは「『自ら評価』を行う案件の推進」で、企画等専門調査会の中で行いますよと書かれておりまして、10ページに具体的なスケジュールを挙げさせていただいております。まず、今年6月に「企画等専門調査会における審議」。これが今です。

7月に公募。

8月から10月に事務局で整理。

11月の企画等専門調査会で第1回絞り込み、前年度までのフォローアップ、案件候補について議論。

そして、翌年1月、2回目の審議で案件候補の決定。

2月が、食品安全委員会における審議。

3月も、食品安全委員会における審議、意見・情報の募集の結果を踏まえ案件を決定と

いう流れになっております。

11ページ以降は、実際の公募資料ですので、これまで御説明申し上げた内容がそのままもう一回出てきているものですので、説明は割愛させていただきます。

以上です。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、皆様から事前にいただいた御意見等については、資料2-2にまとめてあるということです。

では資料2-2を出していただいて、足立先生ですか、御説明いただけますでしょうか。

○足立専門委員

足立です。

まず、意見なのですが、今回の令和4年度の「自ら評価」の選定のプロセスに反対するものではございません。今後に向けてということになります。

参考資料の最後のページを見る限り、平成28年度から令和3年度まで選定されない年度が連続しています。

こういった状況を受けて、これまでの「自ら評価」の応募や選定状況等について、振り返りをしてはいかがでしょうか。

これまでもこの専門調査会で議論されたことはあったと思うのですが、令和4年度の公募結果から選定がない場合は、今後の見直しが何らか必要なのか、検討するためにも、まずは振り返りをしてはと考えます。

よろしく願いいたします。

○合田座長

ありがとうございます。

これは事務局、お願いできますか。

○都築情報・勧告広報課長

情報課長の都築でございます。

御指摘ありがとうございます。

御提案を踏まえて、今年度の公募結果、それに対する議論も踏まえまして、今後の振り返りについて、対応を検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○合田座長

今年初めて作っていただいた5ページですか、選定結果のこの表はすごくいいなと思って、こういうを見ていただくと、まず、自分でどういう形のものが選ばれるかどうか、よく分かるなと思いましたが、こういう工夫を一つずつ積み重ねていかないと、なかなか難しいかなと思いますが、足立先生、よろしいですか。

○足立専門委員

はい。

5ページは、分かりやすいと思います。

また、一般の方というか、私などでもそうですが、かなりハードルが高いことなのかなと思いますので、5ページもそうですが、今おっしゃったように、少しずつ工夫を重ねていっていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○合田座長

ありがとうございます。

多分、科学的な意見の充足状況が十分でないところが一番大きいのですね。

それは、一つは、食品安全委員会でリスクがある可能性があるものについては、例えばアセトアミドでは、引き続き情報収集に努めるという具合にありまして、多分、こういう部分について、今、どうなっているかというのを何か情報発信していただけると、少なくともリスク評価までには至っていないけれども、食品安全委員会は、そちらのほうに顔を向けていますよということは分かるのではないかと思います。

ですから、そこは広報の問題かもしれませんが、その辺はぜひ安全委員会のほうでも対応いただければと思います。

それから、実際に、この欄は、今回はこうなのですが、従前のものも加えていただければ、何かそういうのがあれば、もしかしたらもう少し情報が増えるかもしれないですね。どういうやり方があるかどうかというのは考えていかなければいけません。

もう一つ、この手のことは、例えば食品安全委員会の研究費の問題もございまして、リスクに関係する研究費は、例えば厚労省でも、厚生労働科学研究費の食品関係のところは対応する部分があるのですね。

多分、そういうところも、研究費の公募の際に、前にどういうことをやってほしいとか云々というパブコメを必ず取るのです。そのようなところで意見を発出していただいていると、最終的にリスク評価する前のデータ取りをするという非常に大きな動機づけにはなるのではないかという具合に思います。

今の点も含めまして、皆様、ほかによろしいですか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○合田座長

それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、事務局は令和4年度の「自ら評価」案件選定について、手続を進めていただくようお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

3番目は、令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告及び令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練についてです。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○込山総務課長

総務課長の込山でございます。

資料3-1と資料3-2をお開きいただきたいと思います。

議題といたしましては、資料3-1にございますように、令和3年度の緊急時対応訓練の実施結果報告書案でございます。

若干順番が逆になっていて、恐縮でございますが、令和4年度の緊急時対応訓練計画につきましては、既に2月の専門調査会で御議論いただきまして、計画を定めさせていただいたところでございます。

その専門調査会の後に、令和3年度の確認訓練が実施されましたので、その関係で、本日、令和3年度の実施結果の報告をさせていただくものでございます。

資料3-1をお開きいただきまして、1ページでございます。

例年どおりでございますが、実施した訓練の内容について記載してございます。

大きく3点ございます。

一つが「新任者研修（緊急時対応手順研修）」でございます。

全職員が初動対応を確実に行うことができるようにするというので、とりわけ新任者を中心にこの研修を行ってございます。

令和3年度につきましては、昨年5月28日に実施いたしました。

内容については、こちらに書いてあるとおりでございまして、そもそもの手順、イロハに始まりまして必要な知識等を講義したりしたものでございます。

2点目が「実務研修」でございます。

緊急時における国民への情報提供を分かりやすく、正確かつ迅速に行うための知識、技能を身につけるための研修でございます。

昨年10月25日に実施いたしました。

内容といたしまして、松永委員に講師をお願いいたしまして、一番下に書いてございますが、緊急事態が発生したときに、国民がどのような情報を必要としているのか、それに対して委員会は何をすべきなのかをもう一度改めて考えてみるということ。

2ページにお移りいただきまして、過去の訓練題材を事例といたしまして、そうした一

連の対応を振り返ってみるということ、また、リスクコミュニケーションと緊急時におけるクライシスコミュニケーションの考え方の違い等を改めて入念的に確認したということでございます。

加えまして、(2)にありますように「緊急時対応事例講習会」を昨年11月18日に実施してございます。

過去のこういったクライシス事件を直接の題材といたしまして、研修を行ったものです。

具体的には、アクリフーズ農薬混入事件に関しまして、当時、当事者であられた方に講師として来ていただきまして、そういった事例における緊急時の対応等について御講演を頂戴したところでございます。

3点目の訓練といたしまして「確認訓練」でございます。

こちらは御案内のとおり、消費者庁を中心といたしまして、関係省庁が連携して実践的な実動訓練を行うものでございます。

特に、省庁間の連携をスムーズに行うという趣旨がございますので、そうした省庁間の連携に重点を置いて行っています。

具体的な内容は、一番下に書いてございますが、今年2月10日に実施いたしました。

委員の方々にも、参加していただいています。

3ページを御覧ください。

毎度でございますが、訓練につきましては、あらかじめ具体的なハザード名を示すことはせずに、具体的なハザード名を含め、シナリオ非提示で、事案が発生してからどう動くかといったことを実践的に実施したものでございます。

とりわけ3行目にございますように、コロナの影響で、昨今、テレワークが各省庁で非常に進んでおりますので、そうした職員がテレワークを実施しているときにこういった事態が起きたとき、どう迅速に連携して対応できるかといったところを念頭に置いて、訓練を実施させていただきました。

繰り返してございますが、消費者庁が中心となって、消費者庁、食品安全委員会、厚労省、農水省の4府省合同で訓練を行いました。

下には、その訓練の具体的な概要等について掲げてございますし、最後のページにも、当日の時系列での内容を資料としてつけてございます。

4～8ページにかけては、訓練後のアンケート結果でございますので、後ほど御参考までに御覧いただきたいと思えます。

9ページ「重点課題ごとの検証」。

本年度も、冒頭に申し上げましたように、訓練を実施することとしておりますが、その際、きちんと入念的に意識すべき点について、重点課題としてまとめてございます。

毎回同様のこととなりますが、繰り返しでございますが、真ん中にごございますように「(1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化」をすることについて、重点的に意識をしていくということでございます。

また、一番下にございますが、緊急時対応マニュアルの実効性をさらに向上させていくということ。

先ほど申し上げたように、テレワークやオンライン会議等がございますので、そうしたツールとか状態の中できちんと対応することができるように、より一層、課題があるかと思っておりますので、その点も意識して行っていきたいと考えてございます。

今申し上げたのは、令和3年度の訓練等についての御報告でございまして、この御報告を御了承いただけたら、資料3-2、既に御了承いただいておりますが、令和4年度の計画にのっかって、さらに訓練を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○合田座長

ありがとうございます。

この資料の表を見せていただいて、最初の方の円グラフで、赤色で示しているところは、「ある程度理解できた」という感じだったのですが、7ページ目からは、逆に「課題が多い」の方が赤になっていまして、気になりました。

また、1点だけ私は気になったのですが、7ページ目の「適切な資料の作成」で「課題が多い」が25%で、4分の1あったのですが、資料の作成とは、この準備のための資料ですか。この訓練のための資料に課題が多いということですか。

○込山総務課長

訓練時において、アウトプットとして作成する資料の内容についての課題でございます。

ですから、この訓練の場面において、例えば国民の皆さんに情報提供するために、こうした文書を作らなくてはいけない、ホームページにアップしなくてはいけないときの文書でございます。

○合田座長

それは、今年の訓練については、何か工夫してうまく資料を作成できるとか、そういう議論をされているということですか。

○込山総務課長 そういった準備は進めたいと思います。

ただ、率直に申し上げますと、このアンケートについて、選択肢だけ用意して、例えば「課題が多い」は、具体的に何かという自由記述を求めなかったこともございましたので、アンケートとしてはきちんと精査し切れないのですが、その後のディスカッション等におきますと、先ほど申し上げたように、こういった事態のときに作るつもりで準備している内容と、果たして国民の皆様が求める情報に齟齬がないかどうかといったことをもう一度きちんと確認する必要があるなど。そういったことが課題として挙げられています。

○合田座長

ありがとうございました。

多分、こういうのは難しいのですが、タイムリーに持っている情報を常にうまく流し続けるのが一番大事かなという具合に思います。

持っている情報が常に伝わっていて、どうしても錯綜するので、錯綜したときには、前の情報は違いますよというのはどうしても出てくるのだろうとは思いますが、正確性を待っていると、最後、逆にいろいろなトラブルが起こりやすいかなとは思いますが、よろしくをお願いします。

○込山総務課長

ありがとうございます。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、事前に神村先生から御質問をいただいておりますので、神村先生、御説明いただいでよろしいですか。

○神村専門委員

神村です。

質問させていただきます。

緊急時対応訓練計画については、各省庁間の連携体制を強化することが目的と伺っております。

国内外での食品安全に係る緊急事態の発生から、政府が情報を把握するまでの対応について、情報の把握についてはこのような訓練を実施するお考えはないでしょうか。

また、情報収集体制について、御教授をお願いいたします。

第2、現場で対応する地方自治体職員も参加しての国との連絡調整や、連携を強化する訓練を実施するお考えはないでしょうか。

以上が質問です。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、事務局、お願いいたします。

○込山総務課長

ありがとうございます。

総務課長でございます。

御質問の趣旨といたしましては、こういった訓練におきましても、事が起きている現場から国の関係省庁への情報が伝達してくる部分も含めての訓練とするべきではないか。

さらに申し上げれば、そのプレーヤーとして、自治体にも御参画いただいて実施するべきではないか。そのように理解させていただきました。

率直に申し上げまして、現在実施している確認訓練は、消費者庁が中心となって、中央の関係省庁の連携がきちんと迅速かつ確実にできるように、初動対応に特に重点を置いているものでございます。ですので、現段階では、先ほど来申し上げているとおり、中央省庁が主体となって訓練を実施しております。

ただ、御指摘があったとおり、緊急事態が発生し、現場の情報を国に持ってくるスタート地点の部分の情報伝達につきましては、各リスク管理機関、例えば具体的には厚生労働省において訓練等を実施しております。

各自治体の食中毒担当の方、厚労省の地方厚生局の職員がきちんと連絡名簿等も整備しておりますので、そういったものを活用して応答訓練を実施しているとか、また、食品衛生法が平成30年に改正されまして、その中で広域連携協議会が設置されるようになりました。これはまさに広域事案に対する対応を強化するものでございますので、そういったものを活用して、現時点におきましては、リスク管理機関である厚生労働省でそういった情報収集をきちんと確実にできるように、そういった訓練なりも行っております。

いただいた御質問、御意見にございましたように、消費者庁が中心となって実施している緊急時対応訓練についても、御指摘のように、自治体も含めて実施するかどうかといったことは、消費者庁とも改めて相談などする必要があるかと思いますので、今後御相談させていただきたいと考えております。

○合田座長

ありがとうございます。

神村先生、よろしいですか。

○神村専門委員

御回答ありがとうございます。

ただ、縦割りになってしまわないように、こちらの緊急時対応訓練の文書の中にも、情報収集については別にやっているとか、何か一文があってもいいのかなど、今、お話を伺っていて思いました。

以上です。

○合田座長

ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○込山総務課長

ありがとうございました。

令和4年度の訓練計画につきましては、既に御了承いただいておりますので、今後の文書等に御指摘いただいた点をきちんと明記していく方向で検討したいと思います。

ありがとうございます。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、本日御意見等いただいた神村先生以外の方で、本日の議論を踏まえまして、何か御意見等がありますでしょうか。

ある方は、カードを出していただく形になります。よろしいですか。

今、私は全員のお顔が見えていると思いますが、アクションはないようですので、それでは、令和3年度緊急時対応訓練実施結果については、食品安全委員会に報告することとさせていただきます。

また、今いただきました意見については、踏まえまして、令和4年度はもう決まっているという話だったので、その先も含めまして、対応させていただくことになろうかと思えます。

それでは、その他、事務局から何か御報告等はございますか。

よろしく申し上げます。

○鋤柄事務局長

事務局長の鋤柄でございます。

本日は、大変御熱心な審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

引き続き、食品安全委員会及び事務局への御指導をよろしくお願いいたします。

私から1点御連絡がございます。

食品安全委員会でございますが、平成15年に設置され、早いもので、来年7月1日をもって設置20年を迎えることとなります。

節目となる20周年を迎えるに当たりまして、前回の10周年の際と同様に、この20年間にわたる委員会の取組を振り返り、さらには、今後に向けた展望をお示しするような取組を行いたいと考えているところでございます。

今後、専門委員の皆様にも種々御相談させていただくこともあろうかと思っておりますので、あらかじめよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、その他、何かございますか。

事務局は何かありますか。

○込山総務課長

特にございません。

○合田座長

よろしいですか。

委員の先生方もよろしいですね。

それでは、次回の日程につきましては、どのようになっていますか。

お願いいたします。

○込山総務課長

次回の日程は未定でございますが、次回の企画等専門調査会では、令和4年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告などについて御審議いただくことになろうかと考えております。

次回の企画等専門調査会の開催につきましては、11月頃を予定しておりますが、後日、専門委員、専門参考人の皆様に日程調整の御連絡をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○合田座長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第36回「企画等専門調査会」を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。